平成２８年（フ）第７４号
宮崎県児湯郡新富町大字下富田3314番地、前住所福岡市東区松香台１丁目28番３－206号
債務者　樋口　正幸
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５４号
福井市木田町1201番地２　サーバス木田町804号室
債務者　宮原　稔
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号（笹島寮）
債務者　畑岡　淳二
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８号
高知県四万十市下田4172番地
債務者　入江　脩平
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第９号
高知県四万十市下田4172番地
債務者　入江　秋名
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１１号
愛媛県南宇和郡愛南町岩水1325番地
債務者　坂本　加代
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１２号
愛媛県南宇和郡愛南町岩水1325番地
債務者　坂本　圭介
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１４号
高知県四万十市中村一条通２丁目９番地３
坂本印刷方
債務者　竹内　康雄
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第６２号
大分市大字片島1165番地（コンフォールかわの103）
債務者　三代　真二
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０号
富山市檜原3235番地　市営住宅５棟507号
債務者　縄井亜祐美
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９号
青森県弘前市大字千年１丁目13番地17　富士見荘１号
債務者　渡辺　孝乃
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第８１９号
大阪市住之江区柴谷２丁目３番24号
債務者　河合裕二郎
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８５２号
大阪府枚方市北船橋町63番地の５
債務者　田中佐知子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９９９号
大阪市都島区都島本通２丁目14番６－503号
債務者　岡田　淳児
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８４号
横浜市金沢区六浦２丁目17番２号
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５８号
横浜市中区千代崎町２丁目39番地　201号室
債務者　市川　晃代
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部